

## 市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、臨時的な給付措置として予算の範囲内において公共交通事業者原油価格高騰対策支援金を給付する事業を実施することにより、原油価格の高騰により経済的な影響を受けている公共交通の運行を行う事業者の経営を支援し、市民の日常的な移動手段を支える公共交通の安心で安全な運行の維持を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金 前条の目的を達するために、本市が贈与する給付金をいう。
- (2) バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。次号において「法」という。)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(第7条第1号において「一般乗合旅客自動車運送事業」という。)を行う事業者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号に規定する福祉有償運送に係る事業を除く。第7条第2号において「一般乗用旅客自動車運送事業」という。)を行う事業者をいう。

### (給付対象者)

第3条 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 市内に停留所及び路線(高速バス、深夜バス、長距離バス又は空港バスの運行路線その他の市長が別に定める路線を除く。第7条第1号アにおいて同じ。)を有するバス事業者
  - イ 市内に営業所若しくは事業所を有する法人のタクシー事業者又は市内

に住所を有する個人のタクシー事業者

- (2) 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付を受けた後、引き続き公共交通の運行を継続する意思を有すること。

(公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付)

第4条 本市は、給付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、公共交通事業者原油価格高騰対策支援金を給付する。

(公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付額)

第5条 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) バス事業者 別表第1の定めるところにより算出した額  
(2) タクシー事業者 別表第2の定めるところにより算出した額

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の申請受付開始日は、令和5年7月3日とする。

2 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の申請期限は、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和5年8月31日とする。

(申請)

第7条 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金給付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) バス事業者 次に掲げる書類

ア 令和5年4月1日において一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている路線(市内に停留所があるものに限る。別表第1において「対象路線」という。)に係る次に掲げる書類

- (ア) 当該許可を受けていることを証する書類の写し  
(イ) 市内に停留所があることを確認することができる書類

- (ウ) 営業キロ程を確認することができる書類
- (エ) 運行本数を確認することができる書類
- (オ) 運行に使用する車両（別表第1において「運行車両」という。）の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面の写し
- イ 申請額の内訳を確認することができる書類
- ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) タクシー事業者 次に掲げる書類
  - ア 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し
  - イ 市内に営業所若しくは事業所又は住所を有することを証する書類の写し
  - ウ 対象車両（次に掲げる要件を満たす車両をいう。以下同じ。）の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面の写し
    - (ア) 令和5年4月1日において一般乗用旅客自動車運送事業の用に供していること。
    - (イ) 令和5年4月1日から申請書の提出日の属する月（以下この号において「申請月」という。）の前月の末日までの間に運行した実績があること。
  - エ 法人のタクシー事業者にあつては、対象車両の数を確認することができる書類
  - オ 令和5年4月1日から申請月の前月の末日までの対象車両の運行実績を確認することができる書類
  - カ 申請額の内訳を確認することができる書類
  - キ 令和5年4月1日後に対象車両を買い替えた場合にあつては、買替後の車両に係る次に掲げる書類
    - (ア) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面の写し
    - (イ) 当該車両の運行開始日から市長が認める日までの運行実績を確認することができる書類

ク その他市長が必要と認める書類

(給付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付の可否を決定し、市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 給付対象者が第6条第2項に規定する申請期限までに公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の申請を行わなかったときは、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、当該給付対象者が公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、前条の規定により公共交通事業者原油価格高騰対策支援金を給付する旨の決定をした後、申請書等の不備により公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の振込みができない場合において、本市が公共交通事業者原油価格高騰対策支援金を給付できるようにするため申請者への確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により、令和6年3月31日までに公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付ができなかったときは、公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付を受けた者に対し、給付した公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還請求は、市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金返還請求書（様式第3号）により行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 1 1 条 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 3 0 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

バス事業者に係る公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付額は、対象路線ごとに次の表に掲げる計算式、給付単価及び千葉県交付額により算出した額を合計した額とする。

計 算 式	（営業キロ程×延べ運行本数×給付単価） －（運行車両の数×千葉県交付額）	
給付単価	車 両 の 区 分	単 価
	大 型	3.3円
	中型・小型	2.7円
	ハイエース	1.4円
千葉県交付額	1車両当たり	20,000円

備考

- この表において「延べ運行本数」とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における対象路線の延べ運行本数の見込数をいう。
- この表において「千葉県交付額」とは、千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金交付要綱（令和5年1月10日施行。以下「県要綱」という。）に基づきバス事業者に交付される千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金（以下「県支援金」という。）の額をいう。
- この表により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

別表第2（第5条関係）

タクシー事業者に係る公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付額は、対象車両に係る燃料の区分ごとに次の表に掲げる計算式、給付単価及び千葉県交付額により算出した額を合計した額とする。

計 算 式	(対象車両の数×給付単価) － (対象車両の数×千葉県交付額)	
給付単価	燃 料 の 区 分	単 価
	LPガス	32,400円
	ガソリン	58,800円
千葉県交付額	1車両当たり	10,000円

備考

- 1 個人のタクシー事業者に係る対象車両の数は1台とする。
- 2 この表において「千葉県交付額」とは、県要綱に基づきタクシー事業者に交付される県支援金の額をいう。